

1 概要

第3次地方分権一括法による介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターの運営及び人員について、厚生労働省令が定める「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」に基づき、市が基準を条例で定めるものとする。

※地域包括支援センターとは・・・地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置。

2 根拠となる法律

介護保険法（平成9年法律第123号）

（地域包括支援センター）

第115条の46 1～3 略

4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして**市町村の条例で定める基準**を遵守しなければならない。

5 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

6～9 略

3 国の基準

介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）

介護保険法第115条の46第5項の厚生労働省令で定める基準

従うべき基準・・・条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

参酌すべき基準・・・地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

従うべき基準	参酌すべき基準
・ 職員の員数	・ 運営方針

